2025 年 9 月 16 日

報道関係者各位

日 本 証 券 業 協 会

パブリックコメントの募集について

本日付けで、下記の事項について別紙のとおりパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

○「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正案について

募集期間：　2025 年 9 月 16 日（火）から 2025 年 10 月 15 日（水）17:00 まで

所　　管：　自主規制企画分科会

内　　容：　本協会では、令和 7 年 7 月 15 日付けで公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」のうち、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の見直しに関する提案について、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討の結果、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 9 条の意向の確認等の特例について、その行為の実態が登録金融機関金融商品仲介行為に該当するか否かにかかわらず、協会員が他の協会員の委託を受けて業務を行っているときは特例を適用可能とするため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

パブリックコメントの募集方法

郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより募集

郵便の場合：〒103-0027　東京都中央区日本橋２－11－２
日本証券業協会 自主規制企画部　宛

専用フォームの場合：https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=29

以　　上

○本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会　自主規制企画部（TEL 03-6665-6769）

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

令和７年９月 16 日
日 本 証 券 業 協 会

Ⅰ．趣旨

本協会では、令和７年７月 15 日付けで公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」のうち、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の見直しに関する提案について、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討の結果、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第９条の意向の確認等の特例について、その行為の実態が登録金融機関金融商品仲介行為に該当するか否かにかかわらず、協会員が他の協会員の委託を受けて業務を行っているときは特例を適用可能とするため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

Ⅱ．骨子

⑴ 協会員が、第７条第１項の信用取引又は第８条第１項から第５項までの契約に関し、他の協会員に委託を行っている場合、いずれか一の協会員が意向の確認又は確認書の徴求（以下「意向の確認等」という。）を行ったときは、他の協会員は、意向の確認等を要しないこととする。

（第９条）

⑵ その他所要の整備を行う。

Ⅲ．施行の時期

この改正は、令和７年　月　日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

⑴　募集期間及び提出方法

①　募集期間：令和７年９月 16 日（火）から同年 10 月 15 日（水）17：00 まで(必着)

②　提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0027　東京都中央区日本橋２丁目 11 番２号

日本証券業協会 自主規制企画部　宛

専用フォームの場合：https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=29

⑵　意見の記入要領

件名を「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則の一部改正に関する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

①　氏名

②　連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③　会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④　意見の該当箇所

⑤　意見

⑥　理由

○　本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会　自主規制本部　自主規制企画部（電話番号：03-6665-6769）

以　上

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

令和７年９月16日

（下線部分変更）

改　正　案	現　行
（意向の確認等の特例） **第９条**　協会員が、第７条第１項の信用取引又は前条第１項から第５項までの契約に関し、他の協会員に委託を行っている場合において、いずれか一の協会員がこれらの規定に定めるところにより意向の確認又は確認書の徴求（以下「意向の確認等」という。）を行ったときは、他の協会員は、これらの規定にかかわらず、意向の確認等を要しない。	**（意向の確認等の特例）** **第９条**　特別会員が、登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第 33 条第２項第３号ハ及び同項第４号ロに掲げる行為（同法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が前２条の規定により意向の確認又は確認書の徴求（以下「意向の確認等」という。）を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、これら意向の確認等を要しない。
（特別会員の自動的な信用供与の禁止等） **第 22 条**　（　現行どおり　） **２**　（　現行どおり　） **３**　特別会員は、登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第 33 条第２項第３号ハ及び同項第４号ロに掲げる行為（同法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した登録金融機関金融商品仲介行為は行ってはならない。	**（特別会員の自動的な信用供与の禁止等）** **第 22 条**　（　省　略　） **２**　（　省　略　） **３**　特別会員は、登録金融機関金融商品仲介行為に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した登録金融機関金融商品仲介行為は行ってはならない。
付　則 この改正は、令和７年　月　日から施行する。	

日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

2025年9月16日
日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

経緯

- 本協会では、2011年度より毎年度、協会員等に対して自主規制規則等の見直しに関する意見・要望を募集し、寄せられた意見・要望の内容を整理・検討の上、必要に応じて、規則所管分科会等において審議を行い、見直しを行うこととしている
- 本年度も、自主規制規則等の見直しに関する提案の募集を実施したところ、以下の提案が寄せられた
- 7月開催の自主規制会議において、本件は「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「WG」）にて検討を行い、本年12月までに結論を得ることを報告

提案事項
「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第８条（顧客からの確認書の徴求）の特例規定である第９条の対象範囲拡大
提案の具体的内容
• 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第９条の特例は、特別会員が登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第２項第３号ハ及び同項第４号ロに掲げる行為をいう。以下同じ。）を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が確認書の徴求等を行ったときは、他の協会員は確認書の徴求等を要しないこととするものであるが、特別会員が行う行為が登録金融機関金融商品仲介行為に該当しない場合であっても、当該特別会員が会員の委託を受けて当該会員のために仲介行為を行っているときは、本特例を適用可能とする。
提案理由
• 特別会員が会員の委託を受けて当該会員のために行う仲介行為と、登録金融機関金融商品仲介行為とは実態面において異なることがないことから、特別会員が会員の委託を受けて当該会員のために行う仲介行為について、特別会員が登録金融機関金融商品仲介行為を行っている場合と同様に本特例の適用を認めたとしても規制の趣旨に反するものではないのではないかと考えられるため。

注）次頁以降、本文中では「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を単に「規則」という。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

現行規定の概要
（「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第８～9条）

顧客からの確認書の徴求義務（規則第8条第1項～第5項）

■ 協会員は、顧客と所定の取引等に係る契約（下表「対象となる契約」）を締結しようとするときは、当該顧客が当該取引等に係るリスクや手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から確認書を徴求しなければならない。

【参考】確認書徴求義務の体系

項	対象となる契約	徴求のタイミング
1項	新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の契約	契約を初めて締結しようとするとき
2項	店頭デリバティブ取引等の販売に係る契約	契約を締結しようとするとき
3項	店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に係る契約	契約を締結しようとするとき
4項	トークン化有価証券の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）の契約	契約を初めて締結しようとするとき
5項	有価証券関連デリバティブ取引等のうちバイナリーオプション取引等に係る契約	契約を締結しようとするとき

登録金融機関金融商品仲介行為の場合における特例（規則第9条）

■ 特別会員（銀行）が、登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為）を行っている場合において、会員（証券会社）又は特別会員（銀行）のいずれか一方が確認書の徴求を行ったとき、他方は確認書の徴求義務が免除される*1*2。

1) 規則第7条の規定による信用取引の注文を受ける際の意向の確認についても特例の対象とされている。
2) 金融商品仲介業者に委託する場合においては、金融商品仲介業者は協会員ではないことから、金融商品仲介業者に対し顧客からの確認書の徴求義務等が課されていない。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

改正の方向性

① 提案内容の趣旨

- 前頁に記載のとおり、**規則第9条の特例は、特別会員が、登録金融機関金融商品仲介行為**（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為）**を行っている場合に適用可能**である
- そのため、例えば、**会員が特別会員に対してセキュリティートークン（トークン化有価証券）の販売を委託する場合、その裏付け資産によって特例の適用可否が異なる**
- 具体的には、例えば、会員が特別会員に対して**セキュリティートークン社債**（金商法第2条第1項第5号）の販売を委託する場合、特別会員の行為は登録金融機関金融商品仲介行為に該当する（金商法第33条第2項第4号ロに掲げる行為に該当する）ため、**本特例が適用される**が、**不動産セキュリティートークン**（受益証券発行信託の受益証券。金商法第2条第1項第14号）の販売を委託する場合は、特別会員の行為は登録金融機関金融商品仲介行為に該当しない（金商法第33条第2項第1号に掲げる行為に該当する）ため、**本特例は適用されない**
- 本提案の趣旨は、**特別会員が登録金融機関本体業務として行う、会員の委託を受けて当該会員のために行う仲介行為と、登録金融機関金融商品仲介行為とは実態面において異なることがないと考えられる**ことから、上記のように特例の適用可否が異なる点を見直し、**いずれの行為についても特例を適用できるようにされたい**というもの

【参考】セキュリティートークンの裏付け資産による特例の適用可否（上記内容を図示したもの）

会員が特別会員に対して販売を委託するセキュリティートークン	裏付け資産	特別会員の行為	特例の適用可否
セキュリティートークン社債	社債券 （金商法第2条第1項第5号）	登録金融機関金融商品仲介行為 （金商法第33条第2項第4号ロに掲げる行為）	適用可能
不動産セキュリティートークン	受益証券発行信託の受益証券 （金商法第2条第1項第14号）	登録金融機関本体業務 （金商法第33条第2項第1号に掲げる行為）	適用不可 ⇒適用可能とされたい

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

改正の方向性

② 改正の方向性（WGにおける検討結果）

- 顧客からの**確認書の徴求義務は、顧客がその取引等に係るリスクや手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任においてその取引等を行う旨の確認を得ることを趣旨とするもの**である
- これを踏まえれば、**特別会員が登録金融機関金融商品仲介行為を行っている場合においては**、投資者保護及び取引等の円滑な実施の観点から、**当該特別会員及び会員の両者が顧客から確認書を徴求する必要性は必ずしも高くない**と考えられ、かかる考え方に基づき特例が規定されていると考えられる
- その特例の趣旨を踏まえれば、**その行為の実態が登録金融機関金融商品仲介行為と変わらない場合についても特例を適用不可とする合理性は乏しいと考えられる**ことから、その行為が登録金融機関金融商品仲介行為に該当するか否かにかかわらず、**協会員が他の協会員の委託を受けて業務を行っているときは本特例を適用可能とする**
- 以上を踏まえた規則第9条の改正案は以下のとおり*1

改　正　案	現　　行
（意向の確認等の特例） 第９条　協会員が、第７条第１項の信用取引又は前条第１項から第５項までの契約に関し、他の協会員に委託を行っている場合において、いずれか一の協会員がこれらの規定に定めるところにより意向の確認又は確認書の徴求（以下「意向の確認等」という。）を行ったときは、他の協会員は、これらの規定にかかわらず、意向の確認等を要しない。	（意向の確認等の特例） 第９条　特別会員が、登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第２項第３号ハ及び同項第４号ロに掲げる行為（同法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が前２条の規定により意向の確認又は確認書の徴求（以下「意向の確認等」という。）を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、これら意向の確認等を要しない。

1）このほかの形式的なハネ改正については割愛している。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

今後のスケジュール

■ 今後のスケジュールは以下のとおり

日程	内容
2025年 9月11日	• 自主規制企画分科会において、規則改正案に関するパブリックコメントの募集について審議
9月16日	• 自主規制会議において、規則改正案に関するパブリックコメントの募集について審議
9月16日～ 10月15日	• パブリックコメントの募集
11月	• 自主規制企画分科会・自主規制会議において、規則改正について審議（※）、改正規則の施行 • 「顧客管理に関する規程」（社内規程モデル）の改訂
12月	自主規制企画分科会・自主規制会議において「検討結果・状況」を報告、公表

（※）パブリックコメントの募集の結果、内容に変更を求める意見等がない場合にあっては、自主規制企画分科会委員長・自主規制会議議長一任により規則改正手続を行い、改めての審議を行わない。

（注）検討状況によって上記スケジュールは変更となる場合がある。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

Appendix

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

参照条文

■　協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

（信用取引の注文を受ける際の確認）
第７条　協会員は、顧客から信用取引（外国株式信用取引を除く。第12条において同じ。）の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第２条第11号に規定するPTS制度信用取引を含む。）、一般信用取引（同第２条第12号に規定するPTS一般信用取引を含む。）の別等について、当該顧客の意向を確認しなければならない。
２　会員は、顧客から外国株式信用取引の注文を受ける際は、外国証券規則第42条の規定を遵守するものとする。

（顧客からの確認書の徴求）
第８条　協会員は、顧客と新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る金商法第37条の３第１項の規定に基づき提供する金融商品取引行為についてのリスク、手数料等に係る情報の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。
２　協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引等（定款第３条第５号に規定する店頭デリバティブ取引等をいい、有価証券関連デリバティブ取引等（「ＣＦＤ取引に関する規則」第３条第１号イ、ハ及びニの要件すべてに該当する取引並びに金商業等府令第116条第１項第３号イ又はロに規定する取引を除く。）及び特定店頭デリバティブ取引等に限る。以下この条において同じ。）の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該店頭デリバティブ取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該店頭デリバティブ取引等に関する確認書を徴求するものとする。
１　第３条第４項の重要な事項の内容
２　契約により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。
３　事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として当該取引終了まで機能すること（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。
４　今後の経営を見通すことがかえって困難になるものでないこと（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。
５　勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

参照条文

■　協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

3　協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該販売に応じて買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該販売に関する確認書を徴求するものとする。

1　第３条第４項の重要な事項の内容

2　契約により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。

3　勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。

4　協会員は、顧客とトークン化有価証券の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が第３条第４項の重要な事項の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引に関する確認書を徴求するものとする。

5　協会員は、有価証券関連デリバティブ取引等のうちバイナリーオプション取引等（「バイナリーオプション取引に関する規則」第２条第７号に規定するバイナリーオプション取引等をいう。）に係る契約を顧客と締結しようとするときは、第１項及び第２項に規定する確認書に代えて、同規則第12条に規定する確認書を徴求するものとする。

（意向の確認等の特例）

第９条　特別会員が、登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第２項第３号ハ及び同項第４号ロに掲げる行為（同法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が前２条の規定により意向の確認又は確認書の徴求（以下「意向の確認等」という。）を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、これら意向の確認等を要しない。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

参照条文

■　金融商品取引法

（金融機関の有価証券関連業の禁止等）

第三十三条　（略）

2　前項本文の規定は、金融機関が、書面取次ぎ行為（顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引を行うことをいい、当該注文に関する顧客に対する勧誘に基づき行われるもの及び当該金融機関が行う投資助言業務に関しその顧客から注文を受けて行われるものを除く。次条第一号において同じ。）又は次の各号に掲げる有価証券若しくは取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に限る。）、第二条第一項第四号に掲げる有価証券、同項第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。次号において「短期投資法人債等」という。）、第二条第一項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券、同項第十五号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第二十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（同項第三号若しくは第四号に掲げる権利又は電子記録移転権利であつて政令で定めるものを除く。）　同条第八項第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる行為

二　第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券（短期投資法人債等を除く。）　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第九号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱い及び特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを除く。）

三　第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの　次に掲げる行為

イ　市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引並びにこれらに係る第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為

ロ　私募の取扱い

ハ　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券　次に掲げる行為

イ　私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものを除く。）

ロ　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五・六　（略）

3　（略）

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

参照条文

■　金融商品取引法

（定義）
第二条　（略）
8　この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。
一　有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）、市場デリバティブ取引（金融商品（第二十四項第三号の三に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）を除く。）又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
二　有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
三　次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理イ　取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引ロ　外国金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
四～八　（略）
九　有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
十～十八　（略）
9・10　（略）
11　この法律において「金融商品仲介業」とは、金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。）又は第二十八条第四項に規定する投資運用業（第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行う者に限る。）又は登録金融機関（第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて、次に掲げる行為（第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務をいう。
一　有価証券の売買の媒介（第八項第十号に掲げるものを除く。）
二　第八項第三号に規定する媒介
三　第八項第九号に掲げる行為
四　第八項第十三号に規定する媒介
12～45　（略）

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.